

住宅改修支援事業 (住宅改修給付金申請理由書作成事務助成金)

1 現状と課題

① 現状（要介護者が住宅改修のみを利用する際の問題点）

要介護者は自立した日常生活のため、住宅改修が必要になったときには、介護保険制度の住宅改修事業を利用できるが、その申請手続きの際に、介護保険事業に関する専門的な知識を有する者（介護支援専門員等）が作成した理由書の添付が必要である。他の介護サービス利用をしている場合には、契約している介護支援専門員によりケアプラン作成の一環で理由書が作成されるため手続きは問題なく行われる。しかし、介護サービスを全く受けておらず、住宅改修のみを利用する場合には、ケアプラン作成と同様の労力をかけて理由書を作成するにも関わらず、作成に対する報酬は介護保険でカバーされないため、作成を断る事業所が多い。

② 課題（報酬に反映されない業務に対する地域包括支援センター職員の負担感）

上記の理由から、住宅改修のみを希望する要介護者の場合は、理由書作成を受託する事業者を探すのが困難であるため、最終的には、地域包括支援センターが作成することになる。しかし、地域包括支援センターとしては、限られた人員でその地域の高齢者の包括的支援業務を行っている中、介護保険で報酬がカバーされない理由書作成業務を請け負うことに対する精神的・肉体的負担感が増大している。

2 課題解決のための方策

要介護者の自立した日常生活を支援するための住宅改修事業の円滑な実施のため、報酬に反映されない理由書作成業務を請け負っている地域包括支援センターに対し、**理由書作成者に1/2以上を支給することを条件に助成金を支給することで、地域包括支援センター及び理由書作成者の負担感の軽減を図る。**

3 対象となる件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	67件	62件	100件	100件

※令和2～3年度は実績、令和4～5年度は見込

4 助成金の額

●理由書作成助成金（1件あたり） 2,000円×1.1

（参考）R5年度当初予算要求額 2,000円×1.1×100件＝220千円

介護給付における住宅改修費 申請の流れ

1. 介護支援専門員に相談



2. 施工事業者の選択・見積依頼



3. 市へ工事前に事前承認申請



4. 内容確認と事前承認



5. 改修工事の完了

(償還払の場合は全額、受領委任払の場合は、自己負担分を施工事業者へ支払)



6. 支給申請・支給額決定・支給

(償還払の場合は全額を申請者に支給。
受領委任払の場合は、給付分を施工事業者へ支払)

アセスメント
現場立ち合い
理由書作成



他のサービス給付あり

計画作成経費として
介護報酬に反映



他のサービス給付なし

計画作成経費としての
介護報酬は無い



居宅事業所が受託しない



課題

地域包括支援センター職員しか
業務の担い手がいない